

# 放課後等デイサービスQ&A



## 放課後等デイサービスってどんなところ？



Q

放課後等デイサービスとはどんなところですか？また、渋谷区内にはどれくらいの事業所があるのでしょうか？

A

児童福祉法の福祉サービスに基づく、「障害児通所支援事業」の一つとなります。就学しているお子さんに対して、主に生活に必要な力を向上するための支援を継続的に行なっていきます。渋谷区内には、全部で10カ所の事業所が運営をしています。

## 対象となる子どもは？

Q

放課後等デイサービスを利用できるのは、どんなお子さんですか？

A

障がい(知的・身体・発達)をもったお子さんが利用対象となります。また、学校(幼稚園・大学・インターナショナルスクールは除く)に在籍しており、区が利用の必要があると認めたお子さんです。

Q

利用するにあたり、年齢制限などありますか？

A

サービスを受けられる対象年齢は、小学校1年生～高校3年生(6歳～18歳)です。事業所によっても受入れ対象年齢が異なります。例えば、小学生のみ対象としている事業所もあります。



## サービスを利用するにあたり必要なものは？



Q

サービスを利用するにあたり、必要なものはありますか？

A

児童福祉法に基づく、「通所受給者証」が必要になります。発行するには、障がい者福祉課への申請が必要です。



放課後等デイサービスであれば、どの事業所もやっていることは同じなのではないでしょうか？



事業所によって異なります。事業所それぞれの強みを生かしたサービス提供を行っています。お子さんに合った事業所を選ぶことが大切です。各事業所に問い合わせの上、見学をおすすめします。渋谷区内の事業所だけでなく、渋谷区外の事業所を利用することも可能です。



### 主な事業所タイプ・・・



## 個別療育型

支援者とお子さんによる、一対一の療育を基本とした支援を行います。事業所によって強みは異なり、学習、運動、プログラミング、SST等、事業所によって提供する支援は様々です。個別療育は、お子さんの発達や状態に応じて一人一人に合ったプログラムを組み立て、丁寧に取り組んでいくことで、発達をサポートしていきます。短時間(1時間程度)でプログラムを実施する事業所が多いのも特徴です。

## 集団療育型

集団活動の中で、コミュニケーションスキル、余暇スキル、社会性等の獲得をサポートしていきます。日常生活の様々なものに対し興味・関心の幅を広げ、子ども同士の関わりの中で生まれる自然な学びや、人との関わりを楽しめるような支援が提供されます。集団療育の形式も事業所によって様々ですが、中には「預かり型」と言われる長時間利用可能(4時間～6時間)な事業所もあり、送迎サービスを提供する事業所もあります。

### 放課後等デイサービスのご利用を希望される場合は・・・

【お問い合わせ先】  
渋谷区障がい者福祉課

**1978** (知的発達に遅れのある場合)  
**03-3463-1937** (身体障害者手帳をお持ちの場合)  
**1905** (知的発達に遅れはなく、行動等が気になる場合)



※ 事業所の空き状況の確認等については、別紙「事業所MAP&一覧」をご参照いただき、事業所へ直接お問い合わせください。